

○御嵩町競争入札参加資格審査要領

平成16年12月28日

訓令甲第18号

改正 平成22年11月22日訓令甲第41号

令和2年1月8日訓令甲第1号

御嵩町指名競争入札参加資格審査要綱（平成11年訓令甲第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに御嵩町契約規則（昭和39年御嵩町規則第7号）第21条第2項の規定により、御嵩町が行う競争入札に参加する者の必要な資格並びにその審査及び登録について、必要な事項を定めるものとする。

（参加者の資格）

第2条 競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しないもので、第6条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されたものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- （1） 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6） 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- （7） 工事の請負契約に係る入札については、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による許可その他の営業に必要な資格等を有していない者
- （8） 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- （9） 第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- （10） 測量・建設コンサルタント業務等の請負契約及び物件の製造契約に係る入札については、入札参加資格審査を申請する前の2年間営業していない者
- （11） 特定建設工事共同企業体（法第2条第3項に規定する建設業者が共同請負して工事を施行するために協定を締結して結成する企業体をいう。以下「共同企業体」という。）で、その構成員に前各号のいずれかに該当する者を含むもの

(12) 御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年訓令甲第41号）別表に掲げる要件に該当する者

（平22訓令甲41・令2訓令甲1・一部改正）

（競争入札参加資格審査）

第3条 競争入札参加資格審査は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 建設工事の請負 随時受付し、審査する。

(2) 測量・建設コンサルタント等業務の請負 2年に1回定期受付を行い、審査するほか、随時受付し、審査する。

(3) 物件の製造、購入その他の契約 4年に1回定期受付を行い、審査するほか、随時受付し、審査する。

2 競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格申請書に別に指定する書類を添えて町長に提出するものとする。

3 競争入札参加資格審査申請書の提出期限は、別に町長が定めるものとする。

（令2訓令甲1・一部改正）

（資格審査項目等）

第4条 競争入札参加資格の審査は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに、当該各号に定める項目及び基準について行うものとする。

(1) 建設工事の請負契約 法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成6年建設省告示第1461号）に定める項目及び基準

(2) 測量・建設コンサルタント等業務の請負契約

イ 年間平均実績高

ロ 自己資本額

ハ 職員の数

ニ 営業年数

(3) 物件の製造契約

イ 年間平均製造高

ロ 自己資本額

ハ 機械設備等の額

ニ 職員数

ホ 流動比率

ヘ 営業年数

(4) 物件の購入その他の契約

イ 年間平均取扱高

ロ 自己資本額

ハ 職員の数

ニ 営業年数

（資格認定）

第5条 町長は、前条の審査を経た後、契約の種類ごとに競争入札参加資格を認定するものとする。この場合において、第2条各号の一に該当する者は認定しない

ものとする。

- 2 町長は、前項の認定に当たっては、御嵩町契約審査委員会要綱（平成16年訓令甲第17号）第2条に規定する御嵩町契約審査委員会の議決を経るものとする。
- 3 競争入札参加資格の認定の有効期間は、当該資格が認定されたときから次期の定期の審査による認定開始前までとする。
- 4 共同企業体の競争入札参加資格の認定の有効期間は、当該工事に係る期間とする。

（名簿登録）

第6条 町長は、前条の規定により競争入札参加資格があると認定した者（共同企業体を除く。）を競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 名簿には次の事項を登録するものとする。

- （1） 競争入札参加資格者の商号又は名称、住所又は所在地及び電話番号
- （2） 審査項目（機械設備等の額を除く。）
- （3） 工事の請負契約にあつては、法第27条の23第1項の規定によりなされた経営事項審査の結果に従って与えられた総合数値
（変更等の届出）

第7条 競争入札参加資格の審査を申請した者又は競争入札参加資格を認定された者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該者又はこれに代わるべき者にして、速やかに、その旨届け出るものとする。

- （1） 次に掲げる事項に変更が生じたとき。
 - イ 住所若しくは所在地又は電話番号
 - ロ 商号又は名称
 - ハ 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
 - ニ 御嵩町と常時契約を締結する営業所（公益法人にあつては、事務所。以下同じ。）の名称、所在地若しくは電話番号又は代表者の氏名
- （2） 個人である場合に、当該本人が死亡したとき。
- （3） 法人である場合に、合併その他の理由により消滅又は解散したとき。
- （4） 廃業したとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、競争入札参加資格の認定に影響を与えると認められる事態が発生したとき。

（認定の取消し等）

第8条 町長は、競争入札参加資格を認定した者が第2条各号の一に該当することとなったとき、不正の手段により認定を受けたと認められるとき又は前条第2号から第4号までの一に該当することとなったときは、直ちに、競争入札参加資格の認定を取り消すものとする。

- 2 第5条第3項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。
- 3 町長は、前2項の規定により認定を取り消したときは、名簿から当該認定を取

り消された者に係る登録事項を抹消するものとする。

(令2訓令甲1・一部改正)

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査の申請、実施等について必要な事項は、この都度、町長が御嵩町契約審査委員会の意見を聞いて定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年訓令甲第41号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年11月22日から施行する。

附 則 (令和2年訓令甲第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。